

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立信州高遠青少年自然の家  
構内ロケーション撮影取扱要項

令和7年1月1日  
所長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「当機構」という。）が国立信州高遠青少年自然の家（以下「当所」という。）において所有又は借用する土地又は建物（以下「不動産」という。）における民間事業者等による映画、テレビ番組、雑誌その他各種メディア等の制作のための映像、写真その他の撮影（以下「ロケーション撮影」という。）に係る不動産の使用及び貸付の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 この要領は、報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。）の用に供するための撮影には適用しない。

(使用可能日)

第3条 当所においてロケーション撮影のため施設を使用できる日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。

- 一 当所の事業等行事の実施日
- 二 年末年始休業日
- 三 その他当所の運営に支障があり撮影を許可することが適当でないと判断する日

2 前項の規定にかかわらず、当所所長（以下「所長」という。）が特に認める日は使用できるものとする。

(使用可能時間)

第4条 当所においてロケーション撮影のために使用する施設（以下「ロケ対象施設等」という。）を使用できる時間帯は、原則として、9時から17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長が認めた場合はこの限りではない。

(対象施設等及び撮影料)

第5条 使用を許可できるロケ対象施設等は、運営等の妨げとならない最小限の範囲とする。

2 前項の場合において、ロケ対象施設等に備え付けの物品その他の備品類は、あらかじめ申し出があった場合に限り、原状回復することを条件として、当該施設等の撮影許可に係る利用又は移動をすることができるものとする。

3 ロケ対象施設等の使用のための資産の貸付及び撮影許可に係る料金（以下「撮影料」という。）は、別表1のとおりとする。

(撮影の申請)

第6条 第5条に規定するロケ対象施設等を貸付するときは、当該貸付を希望する者（以下「申請者」という。）から、所定の撮影許可申請書及び次に掲げる書類等を、原則として、許可を受けようとする日の2週間前までに、提出させるものとする。ただし、所長が特に認めたときはこの限りではな

い。

- 一 撮影内容等を明記した企画書
- 二 その他当所構内の保全及び適切な管理運営のため必要があると認めるもの

#### (撮影許可)

- 第7条 所長は、前条の申請があった場合において、申請内容が撮影許可の基準等に照らして適当であると認めるときは、所定の撮影許可書の交付をもって撮影を許可するものとする。
- 2 前項の許可においては、申請者が当機構の名称等を広報することを条件とするものとする。
  - 3 前項のほか、当所構内の保全及び適切な管理運営のため必要と認める場合には、第1項の許可に際し、条件等を付すものとする。

#### (撮影料の納付)

- 第8条 撮影料は、経理責任者が発行する請求書により、前条の撮影の許可を得た者（以下「撮影許可者」という。）から所定の期限までに納付させるものとする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、撮影料の全部又は一部を徴収しないことができるものとする。
- 2 納付された撮影料は、返還しないものとする。ただし、第10条第1号又は第6号の規定により所長が撮影許可を取り消した場合には、その全部又は一部を返還することができるものとする。

#### (撮影許可の基準)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、撮影を許可しない。
- 一 当所において、ロケ対象施設等の使用予定があるとき。
  - 二 法令の規定に違反するとき、又は公共の秩序を乱し、善良な風俗に反するおそれがあるとき。
  - 三 喧騒が予想され、又は施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
  - 四 許可を受けた内容とは異なる使用であると認められるとき。
  - 五 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動と認められるとき。
  - 六 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動と認められるとき。
  - 七 第11条第1項における施設等の使用を認めないものに該当するとき。
  - 八 施設等の管理運営上、支障があると認められるとき。
  - 九 当所及び当所関係者の信用を損なうおそれがあると認められるとき。
  - 十 その他不適當であると所長が認めたとき。

#### (撮影許可の取り消し等)

- 第10条 撮影許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、撮影許可書の交付後又は撮影許可期間中においても、撮影許可を取り消し若しくは条件を変更し、又はロケ対象施設等の使用を中止させる等の措置を行うものとする。
- 一 撮影許可に係る施設等を当機構において緊急に使用する必要が生じたとき。
  - 二 撮影許可の申請書に虚偽の記載があったとき、又は許可した使用目的・内容と異なる目的・内容で使用しようとするとき。
  - 三 許可された場所以外で撮影や作業を行ったとき。
  - 四 撮影許可の条件又は施設の指示を遵守しなかったとき。
  - 五 関係官公署への届け出を怠り、又はその指示に従わないとき。

- 六 災害その他不可抗力により、施設等の使用ができなくなったとき。
- 七 撮影許可に係る権利の全部又は一部を、第三者に譲渡又は転貸したとき。
- 八 前条各号に該当することが明らかになったとき。
- 九 その他ロケ対象施設等を使用させることが適当でないと所長が認めたとき。

(反社会的勢力の排除)

- 第11条 撮影許可者が、暴力団、暴力団関係企業又は総会屋若しくはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であると認めるとき、若しくは施設等の使用又は撮影等に反社会的勢力が参画、共催、後援又は協賛し、若しくは業務の受託等に関与していると認めるときは、施設等の使用を認めないものとする。
- 2 撮影許可に係るロケーション撮影に反社会的勢力が関与していることが明らかになったときは、当該反社会的勢力との契約を解除するように撮影許可者に指示するものとする。
- 3 撮影許可者が前項に規定する契約の解除を怠り、当機構に損害が発生した場合には、撮影許可者に当該損害を賠償させるものとする。

(使用目的、撮影内容の変更)

- 第12条 撮影許可者が当該撮影許可に係る施設等の使用目的、内容等を変更しようとするときは、事前の届け出により、変更を許可するものとする。ただし、変更しようとする内容によっては、当該変更の不許可、施設等使用の中止又は撮影許可の取り消しを行うものとする。

(施設使用上の制限)

- 第13条 撮影許可に係る施設等を使用する者が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該者を当所構内から退去させるように撮影許可者に指示するものとする。
- 一 伝染病の疾患があると認められる者
  - 二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物件又は動物を携帯する者
  - 三 他人の迷惑となる行為をし、又は施設等を損壊する者
  - 四 施設等を利用することが、その者にとって危険であると認められる者
  - 五 当所の管理上必要な指示に従わない者
  - 六 その他不適當であると所長が認める者

(施設等使用上の禁止事項)

- 第14条 撮影許可者は、撮影許可に係る施設等の使用において、撮影許可書に明示又は添付する施設等使用上の禁止事項のほか次に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 指定する場所以外での飲食、喫煙又は火気を使用すること
  - 二 施設等及びその附属物を損壊又は汚損すること
  - 三 指定する場所以外へ廃棄物・ごみ等を捨てること
  - 四 許可なく寄附その他募集行為をすること
  - 五 撮影許可の条件と異なることを行うこと
  - 六 その他不適當と所長が認めること
- 2 撮影許可者は、前項のほか、当該撮影の関係者その他の者が当所構内の秩序を保つために規律のある行動をとるものとする。

(安全確保)

第15条 撮影現場における利用者、職員その他の者等の通行整理、誘導及び安全確保のために、撮影許可者による警備員・係員の配置をする必要があると認めるときは、撮影許可の条件として撮影許可書にその旨を明示するものとする。

2 前項のほか、当所構内及びその周辺において道路の渋滞を発生させないように、若しくは近隣住民に迷惑をかけないように、又は歩行者等の安全確保及び誘導が適切に実施されるように、撮影許可者に指示するものとする。

3 ロケーション撮影に係る車両等は、指定する場所以外には駐車させないものとする。

(免責及び損害賠償責任)

第16条 次に掲げるいずれかの事由により、撮影許可者又はその関係者が損害を受けても、当所は賠償責任を負わないものとする。

一 撮影許可の取り消し若しくは施設等使用の中止を命じた場合又は施設等の使用目的、内容等の変更を許可しない場合

二 不測の事故、天変地変及び官公署の命令・指導により、撮影許可期間中における撮影の不可能な事態が生じた場合

2 撮影許可期間中に当所構内において発生した人身事故及び物品等の盗難・破損事故等について、当機構は一切の責任を負わないものとする。

3 必要に応じて、撮影許可者による損害賠償保険又は損害保険等への加入状況を確認するとともに、事故防止に万全を期すよう撮影許可者に指示するものとする。

(権限の委任)

第17条 この要領に規定する所長の権限は、所長が指名する者に委任することができるものとする。

(事務)

第18条 ロケ対象施設等の情報提供及び調整、事前相談、申請及び届出の受付並びに撮影現場における当所からの指示に関する事務は、事業支援室において処理する。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、ロケ対象施設等の使用及び貸付けについて必要な事項は、所長が定める。

附則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

別表1 撮影料 (単位：円・税込)

1時間	4,600円
-----	--------

備考

1 撮影料は、撮影に係る時間数に上記料金単価を乗じて得た額とする。

2 撮影に係る時間数には、準備及び撤収時間も含むものとする。